

(案)

平成 25 年 6 月 19 日  
情報セキュリティ対策推進会議決定

## 政府におけるサイバー攻撃への迅速・的確な対処について

近年、ますます高度化・巧妙化するサイバー攻撃に政府として迅速かつ的確に対処するため、各府省庁において下記の取組を徹底する。

### 記

#### 1 各府省庁等の情報セキュリティポリシーについて

各府省庁の情報システムに対するサイバー攻撃に係る情報を可能な限り速やかに内閣官房情報セキュリティセンターに連絡する旨、各府省庁の情報セキュリティポリシーに記載すること。また、各府省庁から所管する独立行政法人等に対して、当該独立行政法人等の情報システムに対するサイバー攻撃に係る情報を可能な限り速やかに所管府省庁に連絡する旨、当該独立行政法人等の情報セキュリティポリシーに記載するよう要請すること。

#### 2 各府省庁等におけるサイバー攻撃に係る情報連絡体制について

各府省庁は、「政府におけるサイバー攻撃等への対処態勢の強化について」（平成 22 年 12 月 27 日情報セキュリティ対策推進会議・危機管理関係省庁連絡会議合同会議申合せ）等を踏まえ、サイバー攻撃による事案が発生した際の所要の連絡体制を確認・構築すること。また、各府省庁から所管する独立行政法人等に対して、同様の確認・構築を実施するよう要請すること。

#### 3 各府省庁等の国民への説明責任の履行について

各府省庁は、各府省庁の情報システムに対するサイバー攻撃により、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある情報の漏えいや破損等の可能性がある事案が発生した場合には、必要に応じ、国民への説明責任を果たすこと。また、各府省庁から所管する独立行政法人等に対して、同様の対応をとるよう要請すること。